

「働けば報われる」とは本当です！仕組みは以下の通り：

働いていても、低所得者であり、資格が維持されている限りCalWORKsの現金扶助を受け取ることができます。あなたの収入に現金扶助を加算することであなたのご家族の為の\$\$\$が増えるのです。また、働くことで以下の利点もあります。

- 職に関するあなたの技能を磨き、より良い職に就くきっかけとなります。
- あなたやあなたの家族のためにより良い生活の基盤をつくります。
- 個人的にも満足感が高まります。
- 自尊心が高まります。



たとえば子供が二人いるメリーさんの場合、彼女が働くことによってどのような収入があるか見てみましょう。
(地域1)：メリーさんが時給\$12で週32時間働いているとしましょう。

ステップ1 まずはメリーさんの週当たりの税引き前総所得を計算します。

$$\$12.00 \times 32\text{時間} = \$384\text{の総収入}$$

ステップ2 メリーさんの総計算対象所得を計算します。

$$\$384 \times 4.33\text{週} = \$1662.72\text{月足の税引き前総所得 (4.33は毎月の平均週数です。)}$$

ステップ3 メリーさんの総計算対象所得を計算します。

| | |
|-------------------------|------------|
| メリーさんの月当たりの税引き前総所得 | \$ 1662.72 |
| EID (勤労所得控除) \$500を差し引く | - 500.00 |
| 差額 | 1162.72 |
| 差額からその50% (半分を) 差引く | - 581.36 |
| この結果、計算対象所得は | \$ 581.00* |

ステップ4 メリーさんの助成金を計算します。

| | |
|-------------------|-----------|
| 非控除対象支給金限度額 (MAP) | |
| (地域1) 3人分 (MAP) | \$ 878.00 |
| メリーさんの計算対象所得を差引く | - 581.00 |
| よって助成金額は | \$ 297.00 |

ステップ5 メリーさんの月当たりの税引き前総所得を計算します：

| | |
|---------------|-------------|
| 月当たりの税引き前総所得 | \$ 1662.00* |
| 助成金を加算 | + 297.00 |
| この結果、税引き前総所得は | \$ 1959.00 |

*計算対象となる収入の総額は端数切り下げて、ドル単位で計算されます。

このお知らせの翻訳が必要な場合は、郡担当者にリクエストしてください。

若需本通知的翻譯本，請和你的工作人員聯絡。

(Chinese)

Si no puede leer este documento, pídale ayuda a su trabajador.

(Spanish)

Для перевода этого извещения обратитесь к работнику.

(Russian)

Để có bản dịch của thông báo này, xin liên lạc với nhân viên phụ trách hồ sơ của quý vị.

(Vietnamese)

あなたの所得と現金扶助キャッシュエイド(CASH AID)を計算してみましょう。

ステップ 1 あなたの週当たりの税引き前総所得を計算しましょう。

あなたの時給 \$ _____ x 毎週の労働時間 _____ = あなたの週当たりの総収入
\$ _____ となります。

ステップ 2 月当たりの税引き前総所得 (総月収) を計算しましょう。

週当たりの総収入 \$ _____ x 4.33 weeks = 週間 = あなたの月当たりの税引き前総所得
\$ _____.

ステップ 3 月当たりの計算対象所得を計算しましょう。

| | |
|----------------------------------|----------|
| あなたの月当たりの税引き前総所得 (ステップ2の結果より) | \$ _____ |
| 控除額 \$500 を差引く | - 500.00 |
| 差額 | \$ _____ |
| 差額からその50% (半分を) 差引く | - _____ |
| *この結果、計算対象総所得は | \$ _____ |

ステップ 4 助成金を計算しましょう。

| | |
|------------------------------------|----------|
| あなたの家族員数に相当する 非控除対象支給金限度額 (MAP) | \$ _____ |
| 計算対象所得を差引く (ステップ3の結果より) | - _____ |
| よって助成金額は | \$ _____ |

ステップ 5 総月収を計算しましょう。

| | |
|-------------------------------|----------|
| *月当たりの税引き前総所得 (ステップ2の結果より) | \$ _____ |
| 助成金を加算 (ステップ4の結果より) | + _____ |
| この結果、税引き前総所得は | \$ _____ |

*計算対象となる収入の総額は端数切り下げて、ドル単位で計算されます。

その他働くことによって得られる恩恵

働くことによって得られる恩恵は様々です。

支援サービス

CalWORKsプログラム (就労機会および児童に対する責任制度) において、CASH AID (現金扶助) を受けずにあなたがご自身の家族を養うことができるようにと、あなたは求職活動や目標について郡と合意することになります。あなたは、それらの活動や目標を実行するための支援サービスを受ける権利があります。それは交通、チャイルドケア、諸費用 (手数料、制服、用具など) やカウンセリングサービスなど、就職するまでの過渡期に必要な援助を受けることができます。状況に応じていくつかの支援サービスを受けられるよう、前払いをすることもあります。

チャイルドケア

CalWORKsはあなたのチャイルドケアの費用を一部または全額負担することができます。あなたが求職中の間、就職中、またはその他、職業訓練や郡役所の担当官との面接などのCalWORKsに認定された活動に参加するにあたって、有料のチャイルドケアを利用することができます。あなたが選択したチャイルドケアが適格であれば、チャイルドケアのプロバイダーに直接支払われます。

求職中あるいは就職中、その他、職業訓練や郡役所の担当官との面接などを行っている間は、キャッシュエイドを受けている期間中は有料チャイルドケアを利用することができます。キャッシュエイドの受領しなくなった場合でも、ある程度の収入水準以下であれば、その後最長24カ月間チャイルドケアを受け続けることができます。

24カ月間チャイルドケアを受けた後でも、当局側においてそのための資金があり、あなたのご家族が支援を受領し続ける権利を有している限り、チャイルドケアを受け続けることができます。お住いの郡役所や代替支払プログラム (Alternative Payment Program) を運営している代行機関はその他にあなたが受けられるサービスを探すお手伝いを致します。

ジョブリテンションサービス

郡によってはCalWORKsの一環として、過去の支援サービスの受領者に対しジョブリテンションサービス（就労維持支援）を提供しているところもあります。ジョブリテンションサービスとは、ケースマネジメント、交通支援、またはその他のサービスの提供により現在就いている仕事に従事し続けられるようにしたり、或いは現在の職業よりも良い仕事に就くことが出来るようにしたりするためのサービスです。あなたの郡においてどのようなサービスが提供されているかはあなたの担当官にお問い合わせください。あなたがジョブリテンションサービスを利用される月はあなたが就労者である限り、カリフォルニア州の48カ月間期限の一部とみなされず、連邦政府側の期限にも影響することもないため安心してご利用いただけます。

以下の条件を満たす限り、あなたは12カ月間のジョブリテンションサービスを受けられます。

- CalWORKsのサービスを受けており、更に
- 就職をしたためにキャッシュエイドを受領しなくなった場合、または
- キャッシュエイドを受領しなくなり、過去12カ月の内に就職をした場合。

あなたとあなたの家族にとって重要な医療保険

CalWORKsのキャッシュエイドが終了したとしても、医療保険サービスはそのまま維持されることもあります。

- あなたがキャッシュエイドを受領しなくなった理由次第で、あなたとあなたの子供（達）は継続してMedi-CalまたはHealthy Familiesプログラムを通して無料、または低費用で医療保険を継続して受けることができます。

勤労所得税額控除

連邦政府の勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit : EITC) はパートもしくはフルタイムの勤労者のための特別な所得税控除です。これはあなたの手取り金額が増すことを意味します。EITCの還付請求は簡単です。納税申告書1040または1040Aと共にSchedule EICという申告書を記入してご申告ください。所得税を納める必要がなくとも、EITCの還付請求をすることができます。

CalWORKsの助成金、CalFresh、またはMedi-Calの恩恵の金額を計算する際、EITCの還付額はあなたの収入に含まれません。

EITCの還付は、これまでに納税申告をしながらもEITCの還付請求をしていない場合、過去三年間さかのぼって請求することができます。その場合、改正所得税申告書を提出さえすればそれで手続きは済みます。それら過去の分を追加還付請求することに関してのペナルティ（罰則・罰金等）はありません。

納税申告や還付請求等の手続きに関して援助が必要な方は、ボランティア所得税アシスタント（Volunteer Income Tax Assistance : VITA）の事務所をご訪問ください。あなたのお近くのVITA事務所やその他の税金関連の情報について、ではIRS（アメリカ合衆国内国歳入庁）の電話番号1-800-829-1040までお問い合わせください。

連邦政府と州政府の48カ月期限

2011年7月1日より、親また親族後見人は生涯を通してCalWORKsのキャッシュエイドが受けられる期間は累計48カ月のみです。CalWORKsより受けた現金扶助、部族内貧困家庭向け一時援助金プログラム（Tribal TANF）やその他の州より受けた現金扶助をもその48カ月の期限の累計に含まれます。

- 累計48カ月の期限に達した後も資金援助を受けられることがあります。状況に応じてその期限を過ぎても受領し続けることが出来るようにする、あるいは受領をする月を期限の累計に加算されないようにすることができるものです。以下に幾つかの例を挙げてみます。
 - この生涯の累計期限は子供には適用されません。
 - キャッシュエイドを受け取った月は、以下の条件に該当する人の場合、48カ月の累計期限に加算されません。
 - ✓ 年齢が60歳以上の場合
 - ✓ 何らかの理由により「福祉から労働へ（Welfare-to-Work）」プログラムに参加する必要性が免除されている場合
 - ✓ 30日間以上支障をきたした状態や障害がある場合
 - ✓ そしてその他あなたのケースワーカー（担当官）などが述べる理由
- 他の州においては48カ月期限について他の規定が定められていることがあります。